

常滑市告示第 29 号

指定納付受託者を下記のとおり取り消したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 7 第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

常滑市長 伊藤 辰 矢



1 指定納付受託者の所在地及び名称

東京都港区海岸 1 丁目 7 番 1 号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
SB ペイメントサービス株式会社

2 指定納付受託者に納付させる歳入

さとふるを利用して納付される「常滑市ふるさと納税寄附金」

3 指定納付受託者の指定取り消し日の期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 取り消しの理由

指定納付受託者として歳入を納付する期間が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了したため